

個人情報 開示等申込書

申請日 年 月 日

株式会社 日本コンピューター技術 御中

貴社の保有する私の個人情報について、以下のとおり開示等の申込みをいたします。

◆請求者		
該当する番号を記入→	<input type="text"/>	1. 本人 2. 代理人 [本人が委任した代理人]

◆本人			
フリガナ	<input type="text"/>	性別→	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>	(該当する番号記入)	1. 男性 2. 女性
住所	<input type="text"/>		
連絡先電話番号	<input type="text"/>	FAX番号	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>		

◆代理人			
フリガナ	<input type="text"/>	性別→	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>	(該当する番号記入)	1. 男性 2. 女性
住所	<input type="text"/>		
連絡先電話番号	<input type="text"/>	FAX番号	<input type="text"/>
メールアドレス	<input type="text"/>		

◆要求事項	
開示	1
訂正	2
追加	3
削除	4
消去	5
利用停止	6
提供停止	7
利用目的の通知	8
要求する項目の番号→	<input type="text"/>

◆要求の具体的内容
<input type="text"/>

◆本人を確認するため添付した書類	
本人確認のため添付した書類を記入(運転免許証等)	<input type="text"/>
代理人の場合、上記にあわせて代理人であることを証明するため添付した書類を記入	<input type="text"/>

◆結果通知の希望方法	
希望する方法の番号を記入	<input type="text"/>
	1. 書類郵送 2. FAXによる通知 3. メールによる通知 4. その他 (<input type="text"/>)

当申請書による申請手続き方法については、次頁の説明をお読み願います。

個人情報開示等申込書にて開示等を申請される際には、下記注意事項をよくお読み頂き、手順にしたがい手続きをお願いいたします。

【申請の際に必要な書類】

◆申請者がご本人の場合

- ①個人情報開示等申込書 1通
- ②本人確認書類(本人を証明できる公的証明書) 1通 <--- ※1

◆申請者が任意代理人の場合

開示要求することにつき本人が委任した代理人であること

- ①個人情報開示等申込書 1通
- ②申請者本人の自署と捺印がある委任状 1通
- ③申請者本人確認書類(本人を証明できる公的証明書) 1通 <--- ※1
- ④代理人確認書類 1通 <--- ※2

※1 本人を証明できる公的証明書とは？

本人の氏名＋登録住所、もしくは本人の氏名＋生年月日が証明できる書面
・免許証、健康保険証、パスポート、住民票写しなど

※2 代理人確認書類とは？

代理人とは、本人の法定代理人もしくは開示請求に際し本人が委任した代理人であることとし、その際、代理人自身の氏名および登録住所が証明できる公的機関発行の書類のこと
・免許証、健康保険証、パスポート、住民票写しなど

お願い：

必要以上の機微情報を取得しないために、本人または代理人を証明する書類に、本籍地などが明示されている場合は、黒塗りでマスクするなど削除をお願いします。

【申請方法】

必要書類を全て同封のうえ、下記受付窓口へご郵送あるいはご持参下さい。

〒221-0031 横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 テクノウェイブ100
株式会社 日本コンピューター技術 総務部

【開示等に応じる場合】

【開示等に応じることが出来ない場合】に該当する事項がなかった場合、結果通知の希望方法に則り開示等の結果をご連絡させていただきます。

【開示等に応じることが出来ない場合】

申請頂きました申請書及び必要書類に基づき、下記に定める場合は不開示とさせていただきます。

不開示を決定した場合は、その旨及び理由を付記して不開示通知を送付致します。

- ・申請書に不備があった場合
- ・ご本人又は代理人であることが証明できない場合

なお、以下の場合につきましても開示等の求めに応じられない場合があります。

- ・本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれのある場合
- ・違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれのある場合
- ・国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある場合
- ・犯罪の予防、鎮圧、または捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのある場合
- ・当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・法令に違反することとなる場合

【お預かりした証明書類の取扱いについて】

本人または代理人を証明する書類は、当社が入手し手続きを完了してから6ヶ月以内に責任を持って廃棄いたします。